



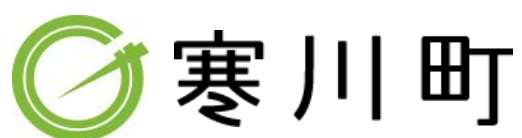
寒川町耐震改修促進計画

平成 22 年 3 月策定

平成 27 年 3 月改定

令和 3 年 3 月改定

令和 4 年 3 月改定



目 次

第1章 計画の目的等

1	計画の位置づけ・目的	1
2	計画期間	1
3	町民（所有者・管理者）と町の取組み	1

第2章 計画策定の背景等

1	大震災からの教訓	2
2	寒川町の被害想定	3
3	耐震改修促進法の改正等	5

第3章 建築物の耐震化の目標

1	住宅の耐震化の目標	6
2	特定建築物の耐震化の目標	8
3	町有公共建築物の耐震化の目標	10

第4章 建築物の耐震化を促進するための施策

1	住宅の耐震化の促進	13
2	多数の者が利用する建築物の耐震化の促進 (改正耐震改修促進法への対応)	16
3	公共建築物の耐震化の促進	19
4	その他の地震時における安全対策	20

第5章 計画の推進に向けて

1	推進体制	21
2	法に基づく指導・助言等	22



第1章 計画の目的等

1 計画の位置づけ・目的

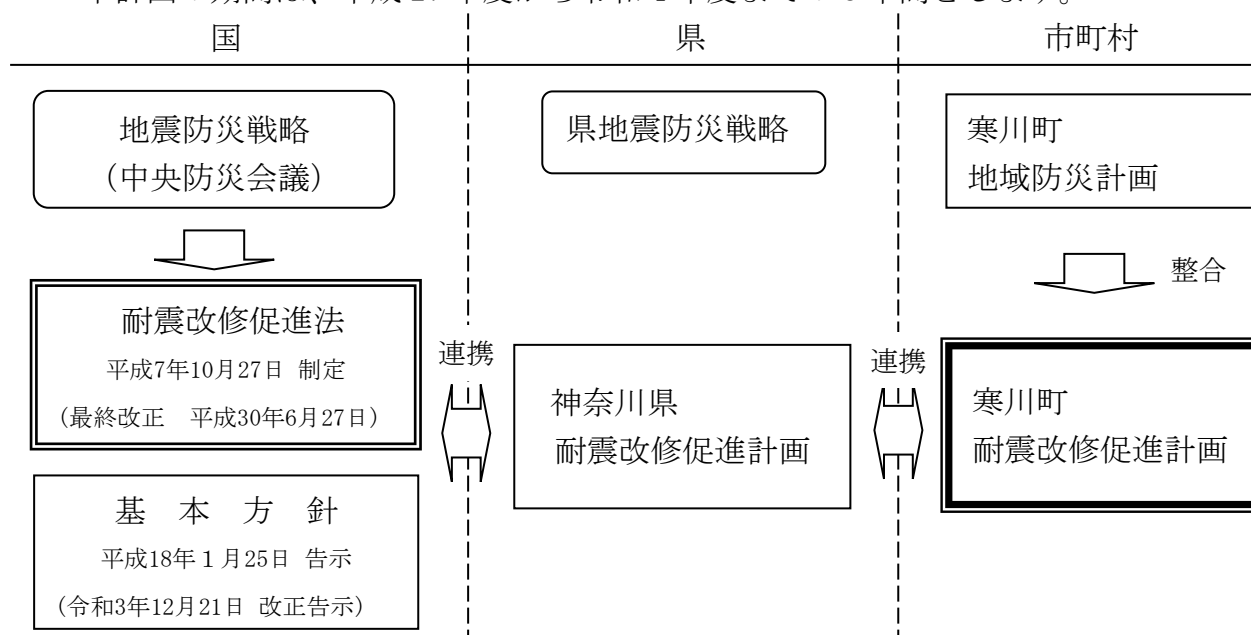
寒川町耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき平成22年3月に策定しました。その後、平成25年11月に改正法が施行され、不特定多数や避難弱者が利用する大規模な建築物に対して耐震診断を義務付けるなど、建築物の耐震改修の促進に向けた取組みが強化されたことから、「神奈川県耐震改修促進計画」を勘案するとともに、本町における寒川町地域防災計画との整合を図り、本計画を改定しました。

本計画は、建築基準法の新耐震基準が導入される以前（昭和56年5月までに新築工事に着工）の既存建築物の耐震化を図ることにより、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進することを目的として、耐震化の目標と施策等を定めています。

建築物の耐震改修を促進するにあたっては、本町は国・県と連携して取組みを進めていきます。

2 計画期間

本計画の期間は、平成27年度から令和4年度までの8年間とします。



3 町民（所有者・管理者）と町の取組み

改正耐震改修促進法により、耐震関係の基準に適合していない全ての住宅・建築物について、耐震化の努力義務が課せられました。

住宅・建築物の耐震化を促進するには、所有者・管理者が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識し、取り組むことが必要です。

そこで、県と市町村は、国と連携して、こうした所有者等の取組みをできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や、負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じて、耐震改修を実施する上で阻害要因となっている課題を解決していきます。

第2章 計画策定の背景等

1 大震災からの教訓

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、死者・行方不明者が約2万人に達し、全壊建築物は13万戸、26万戸が半壊しましたが、現行の基準に従って建設・補強された建築物は、地震の揺れによる被害は限定的で、死傷者や経済的な損害の大半は津波によるものでした。宮城、岩手、福島の3県は甚大な被害を受け、これほどまでに大きい災害が発生することは予測だにされていませんでした。

平成24年7月の中央防災会議防災対策推進検討会議最終報告では、「21世紀前半に南海トラフ沿いで大規模な地震が発生することが懸念されている。加えて、首都直下地震、火山噴火等の大規模災害が発生するおそれも指摘されている。これらの災害が、最大クラスの規模で発生した場合に、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生することはほぼ確実である。」と示されていることから、建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、住宅・建築物の耐震化の促進が喫緊の課題となっています。

特に、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、地震を直接の死因とする5,502人のうち、約9割の4,831人は、家屋、家具類等の倒壊による圧迫死と思われるものでした。

また、建築震災調査委員会の報告書では、昭和56年6月の建築基準法の改正によって強化された新耐震基準に基づいた建築物は、倒壊に至るような大きな被害が少なかったとのことで、この傾向は、平成16年の新潟県中越地震においても顕著でした。

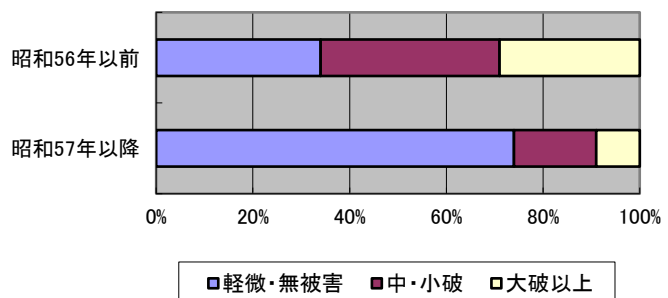
こうしたことから、大規模地震による被害を減少させるためには、新耐震基準が導入される前（昭和56年5月までに新築工事に着工）の建築物について耐震性の向上を図ることが重要です。

阪神・淡路大震災の被害等の状況

①死因別死者数

	死者数
家屋、家具類等の倒壊による圧迫死と思われるもの	4,831 (88%)
焼死体(火傷死体)及びその疑いのあるもの	550 (10%)
その他	121 (2%)
合計	5,502 (100%)

②建築物被害（新耐震基準導入前後比較）



平成7年度版「警察白書」より

阪神・淡路大震災建築震災調査委員会報告書（平成7年）より

2 寒川町の被害想定

(1) 想定される地震

本町に影響を与える地震として、寒川町地域防災計画では神奈川県調査に基づき、次の9つの地震の発生を想定しています。

神奈川県に影響を与える地震

地震の名称	震源	規模 (マグニチュード)	予想震度 (町の震度)	液状化	切迫性
東海地震	海溝型 (駿河トラフ)	8	6弱以上 (5弱以上)	可能性、 少	ある
南関東地震	海溝型 (相模トラフ)	7.9	6弱以上 (6弱以上)	可能性、 大	100～200 年先
神奈川県 西部地震	神奈川県 西部地域	7	6弱以上 (5弱以上)	可能性、 少	ある
神奈川県 東部地震	県庁直下	7	6弱 (6弱以上)	可能性、 少	高くない
(参考) 南関東 地震と神縄・国 府津－松田断層 帯連動地震	南関東地震及 び神縄・国府 津－松田断層 帯連動地震の 震源域	7.9	6弱以上 (6弱以上)	可能性、 大	100～200 年先
神縄・国府津－ 松田断層帯地震	同断層帯とそ の海域、延長 部	7.5	6弱以上 (6弱以上)	可能性、 大	ある
三浦半島断層 群の地震	活断層型(三 浦半島断層 帯)	7.2	6弱以上 (5強以上)	可能性、 少	ある
東京湾 北部地震	南関東直下 (プレート境 界型)	7.3	6弱 (5強以上)	可能性、 大	ある
(参考) 元禄 型関東地震	海溝型 (相模トラフ) ※津波の想定 のみ	8.1	—	—	今後100 年以内に発 生する確率 は少ない

(2) 被害想定

本町に被害を及ぼすと考えられる地震について、神奈川県では、これまでに3度、地震被害想定調査を実施してきたが、前回の調査から10年が経過し、その間、人口や世帯数などの社会状況の変化や、新たな地震学上の知見も蓄積されているため、改めて、平成19年度から平成20年度にかけて地震被害想定調査を実施した結果、次のとおりです。

被害想定結果一覧（神奈川県地震被害想定調査より）

		東海地震	南関東地震	県西部地震	県東部地震	神縄・国府津－松田断層帯地震	南関東地震と神縄・国府津－松田断層帯連動地震
建物	全壊棟数(棟)	310	5,540	10	20	5,290	9,440
	半壊棟数(棟)	1,460	3,670	210	330	3,760	2,010
火災	出火件数(件)	10未満	10	0	0	10	30
	焼失棟数(棟)	10未満	640	10未満	10未満	500	1,470
自力脱出困難者(人)		60	1,280	10未満	10未満	1,200	2,440
人的	死者数(人)	10未満	70	0	10未満	60	390
	負傷者数(人)	130	2,720	30	40	2,440	8,860
	うち重傷者数(人)	20	670	10未満	10未満	580	2,930
避難者	1日後	3,520	35,090	410	640	34,200	42,190
	1カ月後	3,470	25,900	380	610	24,870	37,990
帰宅困難者	直後	2,650	2,650	2,650	2,650	2,650	2,650
	2日後	0	1,510	30	0	450	2,650

注) 想定条件は次のとおりです。

季節：冬 日：平日 発生時間：午後6時
 風速・風向：近年の気象観測結果に基づく地域ごとの平均

3 耐震改修促進法の改正等

本計画の策定の根拠法である耐震改修促進法は、平成 7 年 10 月に公布され、平成 18 年の改正によって、都道府県計画の策定が規定され、市町村においても計画を定めるよう努めることとなりました。

その後、平成 25 年 11 月に、改正耐震改修促進法が施行され、建築物の耐震改修を促進する取組みが強化されました。

具体的には、①不特定多数・避難弱者が利用する大規模建築物について、平成 27 年 12 月までに耐震診断の実施と所管行政庁への結果報告を行うことを法律で義務付けました。また、②広域防災拠点となる建築物や③避難路沿道の建築物について、都道府県や市町村が耐震診断の義務付けを行うことができるようになりました。併せて、耐震性に係る表示制度の創設や、認定された耐震改修について容積率・建ぺい率の特例などの促進策が設けられました。

こうした動きを受けて、町では、本計画を改定し、建築物の耐震改修の促進に向けて総合的かつ計画的に取り組めます。

第 3 章 建築物の耐震化の目標

本計画では、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の目標を、平成 27 年度に 90%、令和 2 年度に 95%と定めます。

これは、平成 17 年の東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略（中央防災会議決定）や、平成 18 年に国が策定した「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」において、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成 27 年までに 90%にすることを目標としていること。また、住宅については、新成長戦略(H22 年 6 月閣議決定)、住生活基本計画（全国計画）(H23 年 3 月閣議決定)、日本再生戦略(H24 年 7 月閣議決定)において、令和 2 年までに耐震化率を 95%とする目標を設定していることから、本町においても同じ目標とします。

区 分	これまでの推移		耐震化の目標	
	平成 21 年	平成 26 年	平成 27 年度	令和 2 年度
住宅の耐震化率	82%	85%	90%	95%
多数の者が利用する建築物の耐震化率	84%	91%		

※ 「住宅の耐震化率」は、該当年 1 月 1 日現在の家屋課税データをもとに推計しています。

※ 「多数の者が利用する建築物の耐震化率」は、学校、病院、社会福祉施設、店舗など多数の者が利用する一定規模以上(3 階以上かつ 1,000 m²以上など)の建築物等の耐震化率で、町の各課等調査をもとに推計しています。

※ 耐震化率の算定は、昭和 56 年 5 月までに新築工事に着工した建築物のうち新耐震基準に適合するものと新耐震基準で建築された建築物との合計が全体に占める割合です。

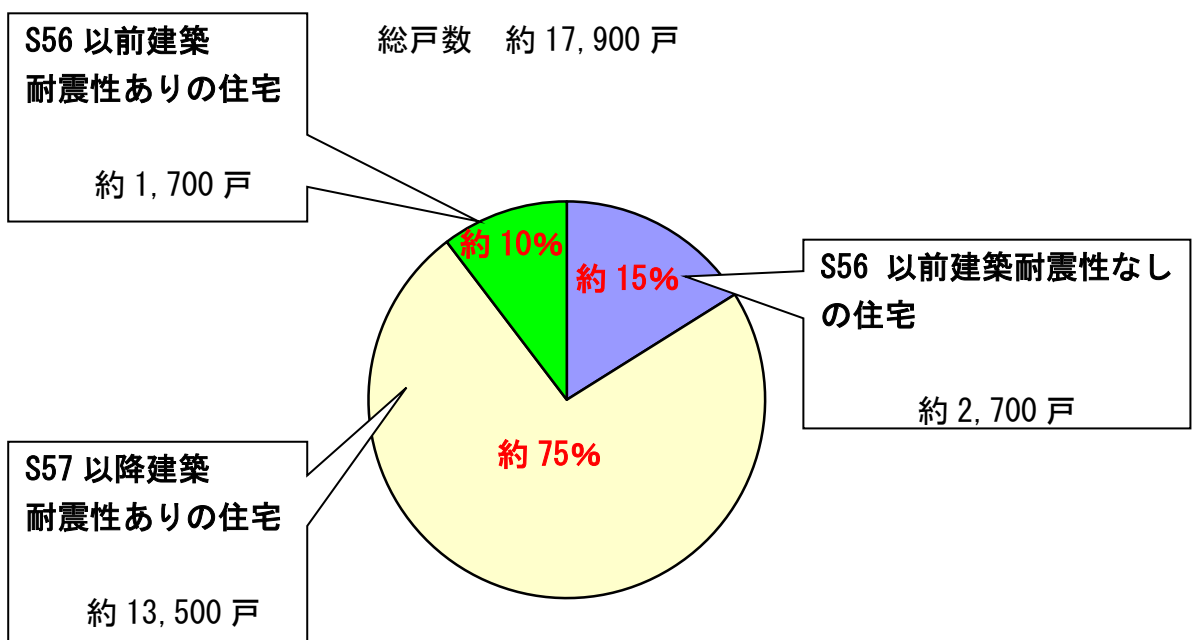
1 住宅の耐震化の目標

寒川町内の住宅は、総戸数約 17,900 戸*に対して、約 25%の約 4,400 戸が昭和 56 年以前に建築されたものとなっています。耐震化の現状は、耐震性のあるものが約 15,200 戸（耐震化率 約 85%）と推計されます。

令和 2 年度には、町内の住宅総数は約 18,600 戸まで増加するものと推計されることから、耐震化率を 95%（約 17,700 戸）とするためには、様々な施策により、耐震改修・建替えを促進する対象戸数は約 1,470 戸と想定されます。

用途区分	耐震化率	
	現状 (平成 26 年)	目標 (令和 2 年度)
住宅	約 85%	95%

住宅の耐震化の推計（平成 26 年）

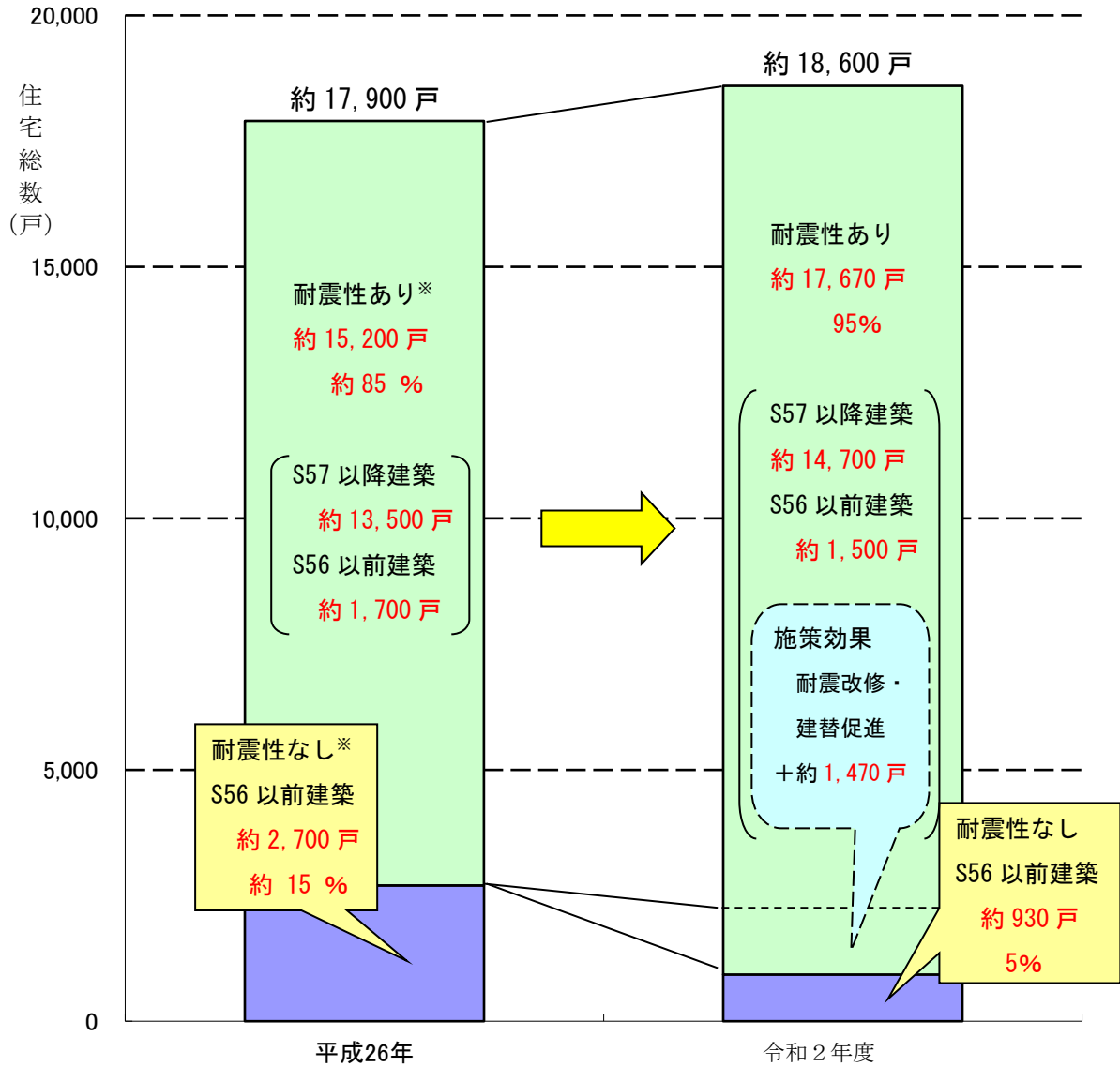


総戸数＝戸建て住宅約 12,900 戸＋その他共同住宅・寮等約 5,000 戸

耐震性がある住宅
約 1,700 戸＋約 13,500 戸＝約 15,200 戸
耐震化率
(約 1,700 戸＋約 13,500 戸) ÷ 約 17,900 戸 × 100＝約 85%

* 平成 26 年 1 月 1 日現在の家屋課税データの数値です。

住宅の耐震化の目標



令和2年度の住宅総数(約18,600戸)はその年の世帯数の推計値(約19,300世帯)の96%と想定しています。

耐震化率を95%にするためには、令和2年度における耐震性なし住宅を5%である930戸以下にする必要があります。

また、過去の統計から推計すると、今後6年間で耐震改修・建替え等により、耐震性なし住宅は約300戸減少し、約2,400戸となることが見込まれます。

よって、様々な施策により、耐震改修・建替えを促進する対象戸数は約1,470戸(約2,400戸－約930戸)と想定されます。

※ 「耐震性あり」は、現行の耐震基準を上回っているもので、「耐震性なし」は、現行の耐震基準を下回っているものです。

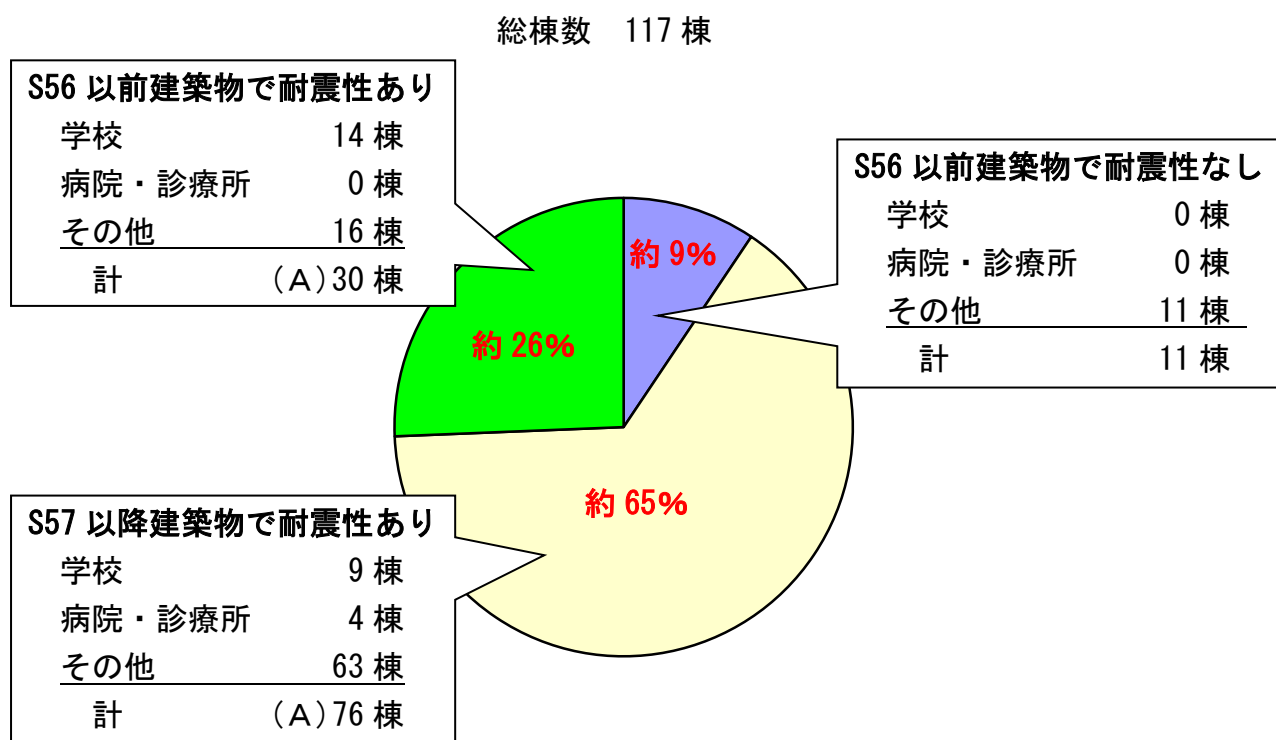
2 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

平成 26 年の多数の者が利用する建築物については、公共・民間建築物合わせて（全体）117 棟[※]の約 35%にあたる 41 棟が昭和 56 年以前に建築されたものです。耐震化の現状は、耐震性のあるものが 106 棟と推計されます。

平成 25 年度末での用途別の耐震化率は、学校は 100%、病院・診療所は 100%、それ以外の多数の者が利用する建築物は約 88%で、全体では約 91%と推計しています。

用途区分	耐震化率	
	現状 (平成 26 年)	目標 (令和 2 年度)
多数の者が利用する建築物	約 91%	95%

多数の者が利用する建築物の耐震化の推計



耐震性がある多数の者が利用する建物

76 棟 + 30 棟 = 106 棟

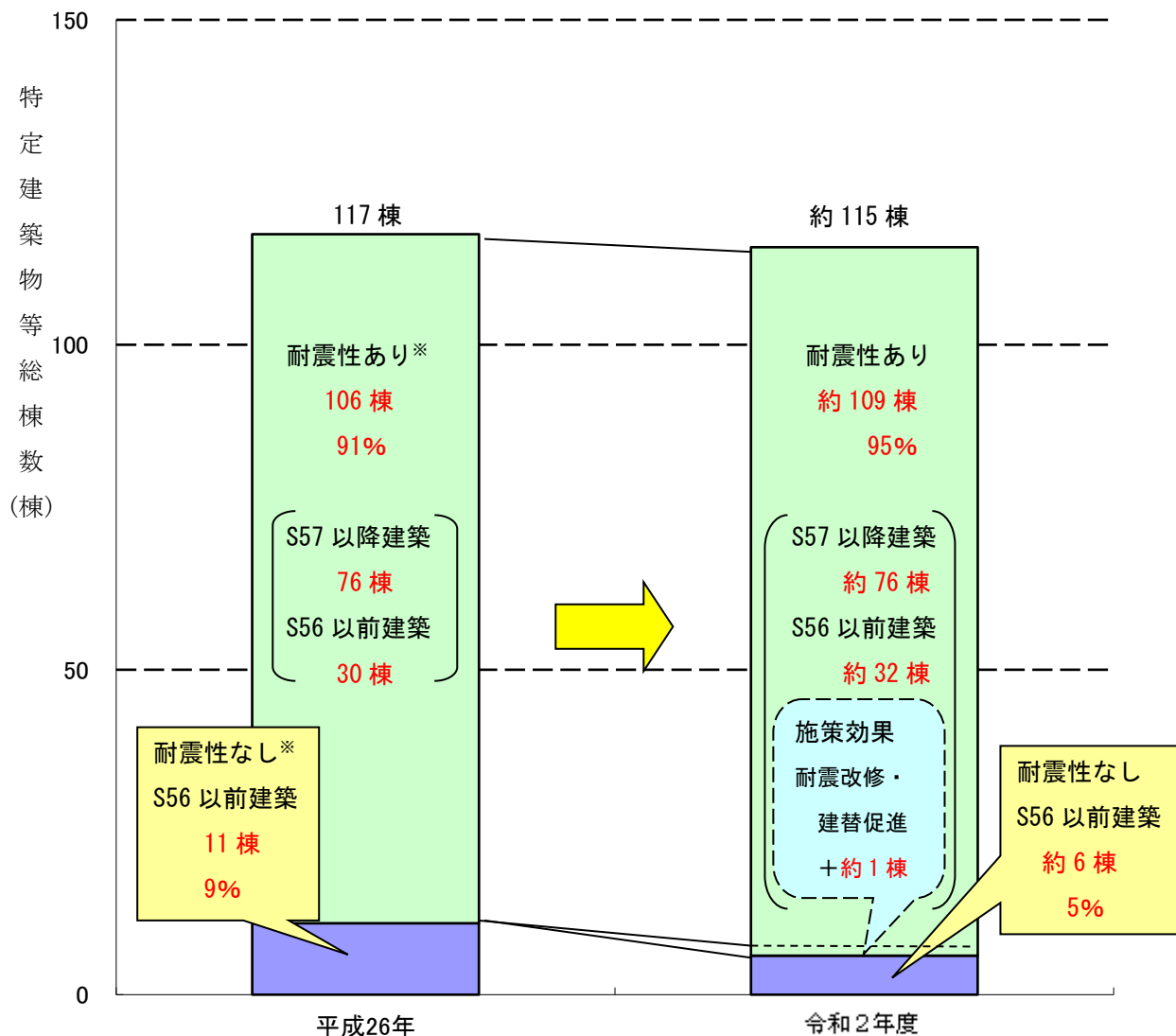
耐震化率

$(76 \text{ 棟} + 30 \text{ 棟}) \div 117 \text{ 棟} \times 100 = \text{約 } 91\%$

※ 各棟数は、平成 26 年 3 月に行った各課等調査に基づき算出されたものになります。

多数の者が利用する建築物のうち、賃貸共同住宅については前節の「住宅」に含めるため除いています。

多数の者が利用する建築物の耐震化の目標



令和 2 年度の多数の者が利用する建築物の総棟数は、賃貸共同住宅分を除いて約 115 棟と推計されます。

耐震化率を 95%にするためには、令和 2 年度における耐震性なし多数の者が利用する建築物を 5%である約 6 棟以下にする必要があります。

また、推計では今後 6 年間で耐震改修・建替え等により、耐震性なし多数の者が利用する建築物は約 4 棟減少し、約 7 棟となることを見込まれます。

よって、民間建築物については様々な施策により耐震改修・建替えを促進するとともに、公共建築物については計画的な耐震化を進め、合わせて耐震化等を促進する対象棟数は約 1 棟(約 7 棟－約 6 棟)と想定されます。

※ 「耐震性あり」は、現行の耐震基準を上回っているもので、「耐震性なし」は、現行の耐震基準を下回っているものです。

3 町有公共建築物の耐震化

公共建築物のうち町有公共建築物にあつては、以下の考え方に沿って耐震化を促進します。

(1) 町有公共建築物の耐震化の現状

町が所有する建築物のうち、防災対策上重要な施設や多数の町民が使用する町有公共建築物は76棟であり、そのうち、旧耐震基準で建築された建築物は30棟となっています。

これらの旧耐震基準で建築された30棟の内、耐震診断の結果、耐震性を満たしている棟数と耐震補強が完了している棟数は以下の表のとおりです。

以上より、新耐震基準以降に建築された建物や、昭和56年以前に建築された建築物の内、「耐震性あり」と判断される建築物は74棟であり、耐震化率は97%となっています。

公共建築物の耐震化の現状

	総棟数 A	昭和56年以前の棟数						昭和57年以降の棟数 D	耐震性を有する棟数 B+C+D+E	耐震化率 E/A
		昭和56年以前の棟数	耐震診断実施済			耐震診断未実施				
			耐震性あり B	耐震性なし						
				補強済 C	未補強					
防災対策上重要な施設	町庁舎、消防本部、小・中学校、体育館、集会所、公民館等	53	24	7	17	0	0	29	53	100%
その他	図書館、健康管理センター等	23	6	1	3	1 ※	1 ※	17	21	91%
合計		76	30	8	20	1	1	46	74	97%

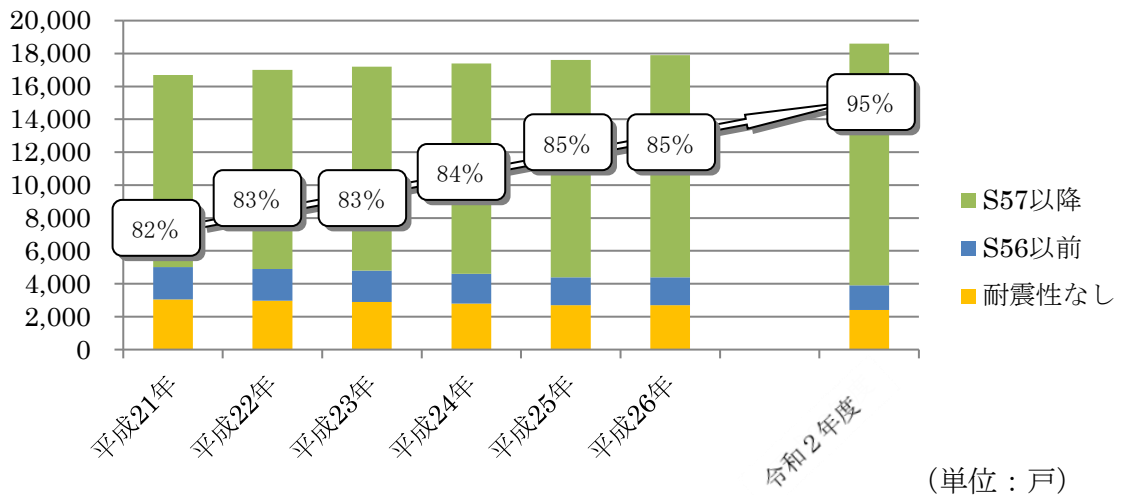
※取壊し予定

(2) 耐震化の目標等

町有公共建築物の耐震化の促進については、防災対策上の情報拠点や避難所等となる役割と機能を果たすため、町地域防災計画との整合を図りながら、順次、計画的に耐震診断、耐震改修を、令和2年度末に向け実施します。令和2年度末までに防災上重要な建築物を中心に耐震化率を100%とすることを目標とします。

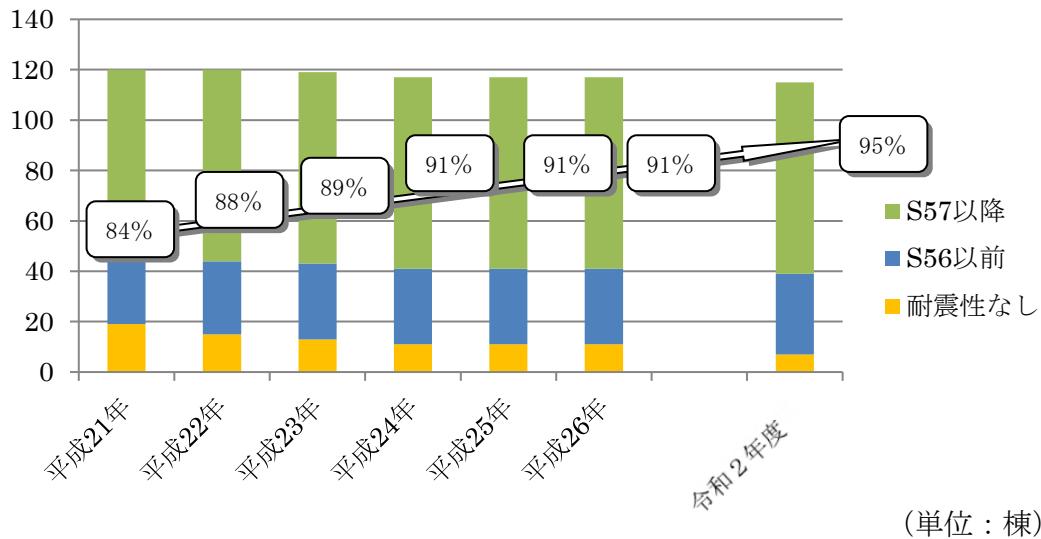
<参考>

1 住宅の耐震化率



	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	令和 2 年度
耐震性なし	3,060	2,970	2,900	2,800	2,700	2,700	2,400
耐震性あり	13,640	14,030	14,300	14,600	14,900	15,200	16,200
S56 以前	1,960	1,930	1,900	1,800	1,700	1,700	1,500
S57 以降	11,680	12,100	12,400	12,800	13,200	13,500	14,700
総戸数	16,700	17,000	17,200	17,400	17,600	17,900	18,600

2 多数の者が利用する建築物の耐震化率



	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	令和 2 年度
耐震性なし	19	15	13	11	11	11	7
耐震性あり	101	105	106	106	106	106	108
S56 以前	26	29	30	30	30	30	32
S57 以降	75	76	76	76	76	76	76
総戸数	120	120	119	117	117	117	115

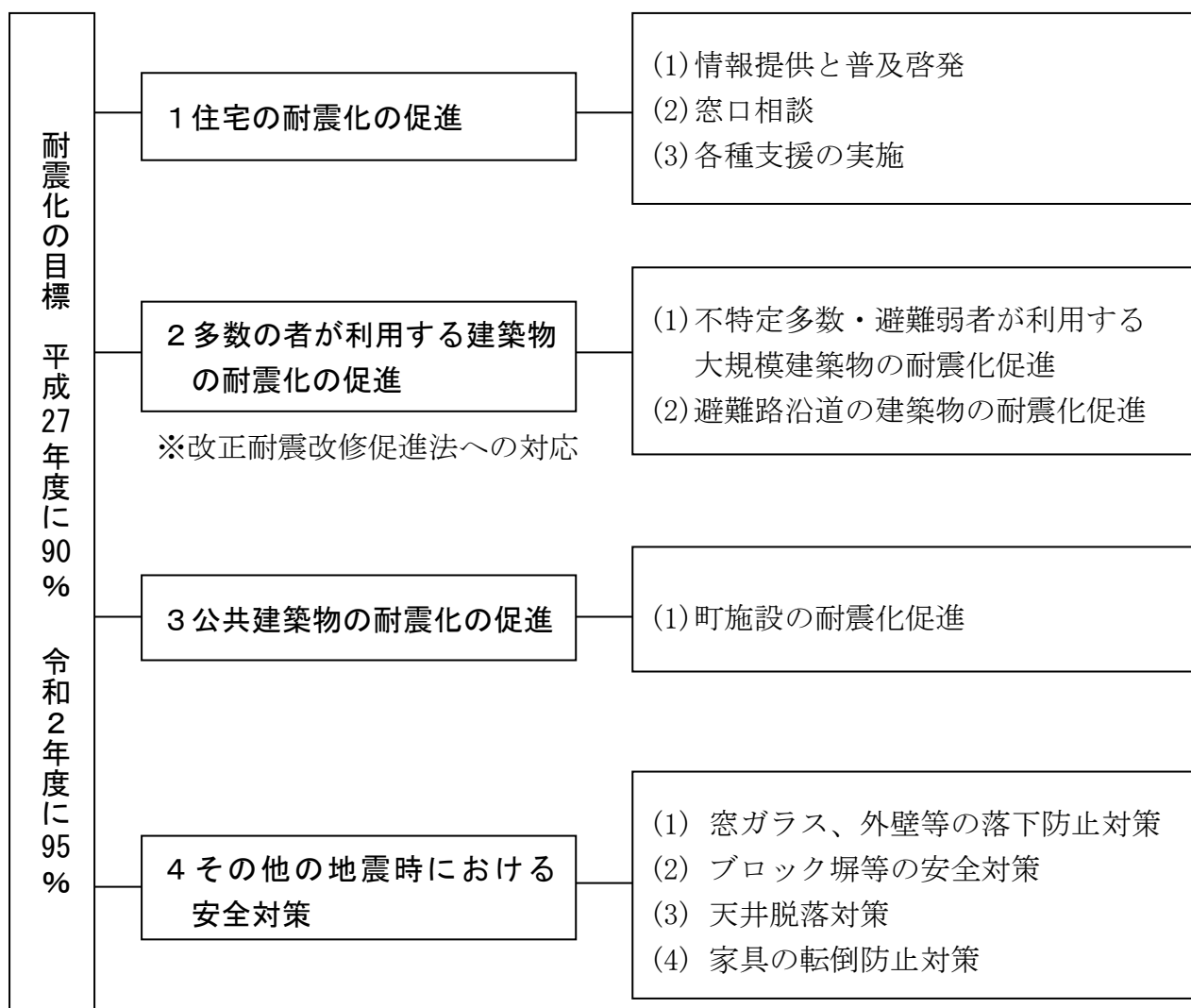
第4章 建築物の耐震化を促進するための施策

改正耐震改修促進法への対応を図るとともに、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の目標を達成するために、本町の建築物の耐震化を促進するための施策を次のとおり定め、総合的かつ計画的に施策を展開していきます。

<目標>

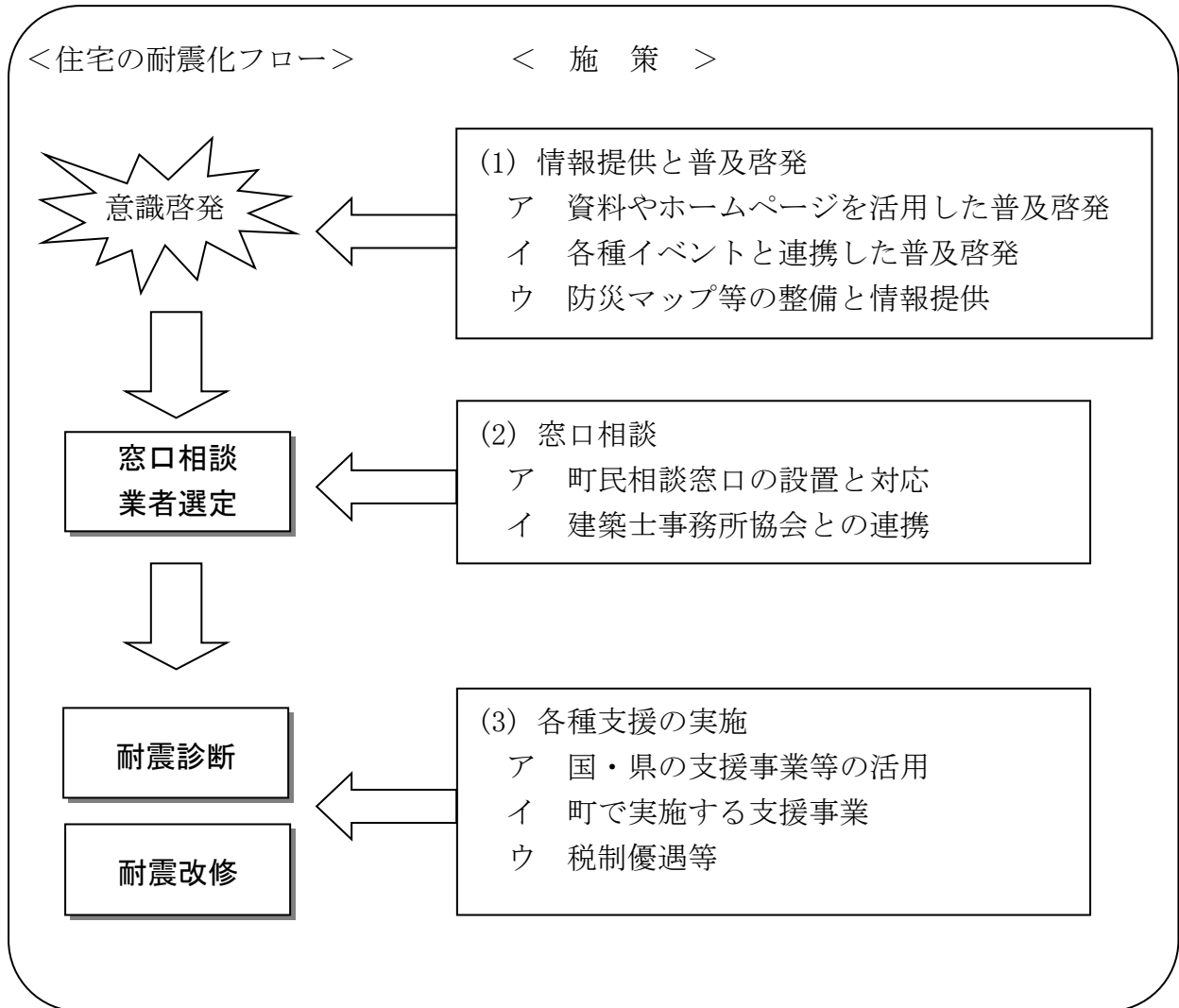
<施策の基本方向>

< 施 策 >



1 住宅の耐震化の促進

木造住宅の耐震化を促進するために、住宅の所有者等に対して、意識啓発、窓口相談、耐震診断などの事業実施の各段階で必要となる施策を講じることで、住宅の耐震化を総合的に支援します。

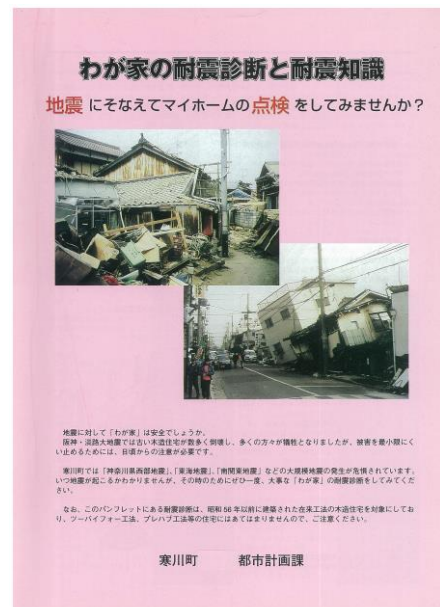


(1) 情報提供と普及啓発

町は、住宅の所有者等に対して、地震に対する安全性を確保することの重要性を認識してもらうなど、建築物の耐震化に対する意識の向上を図るとともに、防災マップなどの情報提供を行います。

ア 資料やホームページを活用した普及啓発

住宅の耐震化に係る普及啓発のためのパンフレット「わが家の耐震診断と耐震知識」を作成し、町の窓口で配布するとともに、各種イベントなどで配布して、耐震化の重要性についての意識啓発に努めます。



また、パンフレットの内容を町のホームページにも掲載し、併せて建築物の耐震化に係る各種情報へのリンク設定を充実するなど、ホームページを活用した啓発を行います。

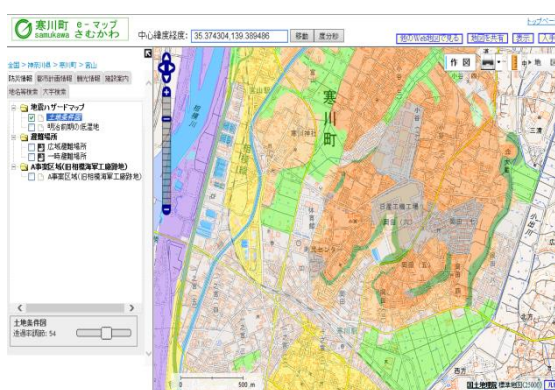
イ 各種イベントと連携した普及啓発

耐震診断・耐震改修の重要性や必要性について町民に周知を図るため、防災講演会などの各種行事やイベントで耐震の啓発を行います。



ウ 防災マップ等の整備と情報提供

所有者等が災害に対する意識を高められるように、「防災マップ」を作成、配布し、「地震ハザードマップ」や「避難場所」を「e-マップさむかわ」に掲載しています。また、自然災害の情報提供として「神奈川県アボイドマップ」等の活用を図ります。



(2) 窓口相談

住宅の所有者等が耐震化に取り組みやすいように、相談窓口の設置や建築士事務所協会と連携して相談に対応します。

ア 町民相談窓口の設置と対応

町の都市計画課に相談窓口を設置して、町民からの相談に対応します。窓口では木造住宅の耐震性に関する自己点検の方法や補強方法の概要及び建築物の耐震化に関する情報提供に努めます。

イ 建築士事務所協会との連携

「一般社団法人神奈川県建築士事務所協会茅ヶ崎・寒川支部」と連携して「わが家の耐震診断と補強方法」（国土交通省住宅局監修、財団法人日本建築防災協会・社団法人日本建築士会連合会編集）等に基づいて耐震相談を実施します。



(3) 各種支援の実施

住宅の所有者等が耐震診断や耐震改修を実施する際の費用について各種支援を行うことにより、住宅の耐震化の促進を図ります。

ア 国・県の支援事業等の活用

国の「社会資本整備総合交付金」等を活用し、耐震診断・耐震改修の促進を図ります。また、「神奈川県地域防災力強化支援事業」により、木造住宅の耐震診断補助及び耐震改修補助に対し、県から財政支援が行われていますので、併せて活用し、耐震診断、耐震改修の促進に努めます。

イ 町で実施する支援事業

木造住宅の耐震診断（簡易診断・一般診断）と木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助しています。

簡易診断（現地診断）

対 象 昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した2階建て以下の在来軸組工法の木造住宅（一戸建住宅、二世帯住宅及び店舗又は事務所を兼ねる兼用住宅）で町内に住所を有する者が自ら所有し居住している建築物

一般診断（現地診断）

対 象 昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した2階建て以下の在来軸組工法の木造住宅（一戸建住宅、二世帯住宅及び店舗又は事務所を兼ねる兼用住宅）で町内に住所を有する者が自ら所有し居住している建築物及び町が実施する無料耐震相談又は簡易診断を受けた結果、総合評点が1.0未満（やや危険又は倒壊の危険）の建築物

耐震改修工事

対 象 町が実施する一般診断を受けた結果、総合評点が1.0未満（倒壊する可能性が高い又は倒壊する可能性がある）の建築物

ウ 税制優遇等

昭和56年5月31日以前に着工された住宅の耐震改修工事を行った場合、所得税の控除が受けられます。（適用期間平成29年12月31日まで）また、平成27年末までに一定の耐震改修工事を行った場合、固定資産税の減額が受けられます。

2 多数の者が利用する建築物の耐震化の促進（改正耐震改修促進法への対応）

本町では、複数の大規模地震による甚大な人的・物的被害が懸念されており、「多数の者が利用する建築物」の耐震化は急を要する課題です。そこで、町では当該建築物の耐震化を促進するために、所有者等に啓発を行います。

特に、改正耐震改修促進法によって、平成 27 年 12 月 31 日までに、耐震診断の実施と、その結果を所管行政庁へ報告することが義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物(参照 P17)については、重点的に耐震化を促進します。

(1) 不特定多数・避難弱者が利用する大規模建築物の耐震化促進

町内には、改正耐震改修促進法により、耐震診断が義務付けられる民間の大規模建築物(昭和 56 年 5 月までに新築工事に着工)が 2 棟（危険物の貯蔵場など）あります。

これらの建築物は、不特定多数又は避難弱者が利用する大規模建築物で、地震で倒壊すると甚大な被害が発生するおそれがあることから、建築物の所有者は、耐震改修促進法に基づいて平成 27 年 12 月までに耐震診断を実施して、安全性を確認することが必要です。

耐震診断によって耐震改修が必要とされた建築物については、早急に耐震改修や建替えができるよう、町は、県と連携して必要な環境整備を進めます。

<参考> 建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）

附則

（要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等）

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であつて、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの（要安全確認計画記載建築物であつて当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。）の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物
- 三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物

※ 対象となる建築物の用途・規模については、次ページの表を参照して下さい。

※ 耐震診断を実施する者の資格について

「要緊急安全確認大規模建築物」の耐震診断は、一級建築士等であつて耐震診断に係る一定の講習を受けている者（耐震診断資格者）に行なわせることが必要となります。

ただし、改正法の施行前に実施した耐震診断については、耐震診断を行なった者の資格要件はありません。

要緊急安全確認大規模建築物の規模要件

建築基準法の新耐震基準が導入される以前の既存建築物（昭和 56 年 5 月までに新築工事に着工）で、次の表に掲げる、病院、店舗、旅館などの「不特定多数の者が利用する建築物」及び学校、老人ホームなどの「避難弱者が利用する建築物」等のうち、大規模な建築物が対象です。

建 築 物 用 途	対 象 建 築 物 の 規 模
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 3,000㎡以上
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数 1 以上かつ 5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数 3 以上かつ 5,000㎡以上
病院、診療所	
劇場、観覧場、映画館、演芸場	
集会場、公会堂	
展示場	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
ホテル、旅館	
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館	階数 3 以上かつ 5,000㎡以上
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	
一定量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	

(2) 避難路沿道の建築物の耐震化促進

県の地域防災計画では、緊急輸送道路として1次路線・2次路線が指定されています。

大規模地震災害時に緊急輸送道路の通行確保のため、沿道の建築物が地震によって倒壊するなどして通行を妨げることがないように、これらの建築物の耐震化を促進することが必要です。

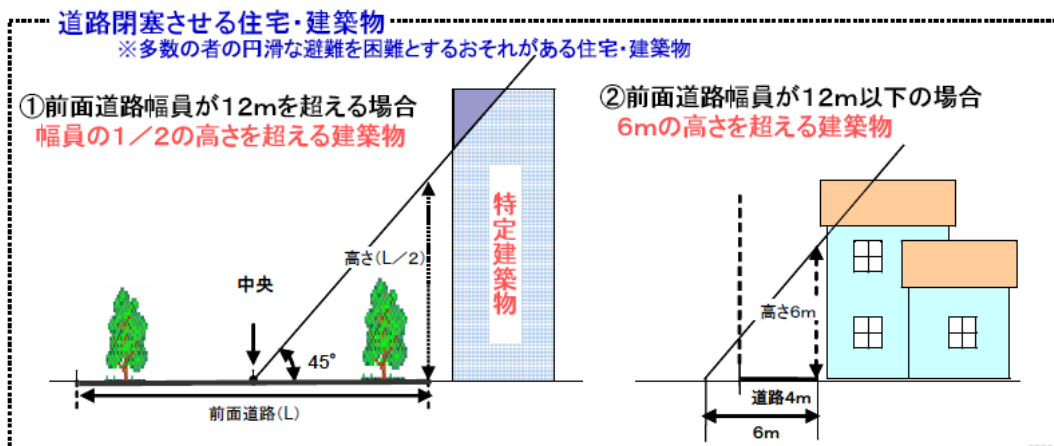
そこで、県では、耐震改修促進法第5条第3項第3号に基づいて、県の地域防災計画の「緊急輸送道路」の全線を位置づけ、町内においては次表に示す路線が対象となり、耐震改修促進法第6条第3項第2号に基づく道路に位置づけます。これにより、位置づけされた道路の一定高さ以上の沿道建築物(耐震関係の基準に適合していないものに限る。)の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めることが求められます。

また、法第5条第3項第2号、及び法第6条第3項第1号に基づく耐震診断を義務付ける道路指定については、今後、県と連携しながら検討していきます。

※ 現在、沿道建築物の耐震診断を義務付ける道路は指定していません。

神奈川県耐震改修促進計画で位置づけられた町内の緊急交通路指定想定路線

	路線名	区間
A	県道44号 伊勢原藤沢線	伊勢原市役所入り口交差点から大門踏切までの間
B	県道45号 丸子中山茅ヶ崎線	東京都境から茅ヶ崎駅前交差点までの間
C	県道46号 相模原茅ヶ崎線	上溝交差点から柳島交差点までの間



「一定の高さ以上の建築物」

3 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物の耐震化については、利用者の安全確保だけでなく、地震災害時の拠点施設として、防災対策上機能確保の観点からも計画的に耐震化を進め、平成 23 年度にすべての町の多数の者が利用する建築物の耐震化が完了しており耐震化率は 100%となっている。

(1) 町有施設の耐震化の推進

ア 現 状

町有施設のうち、多数の者が利用する建築物は 37 棟あります。これらの耐震化率は平成 23 年度末では下表のとおり、100%となっています。

町の多数の者が利用する建築物の現状の耐震化率

区 分	総棟数 A=B+C	新耐震 (S57 以降) B	旧耐震 C	(S56 以前)		耐震化済 棟 数 F=B+D+E	耐震化率 G=F/A
				診断結果 耐震性有り D	改修済 E		
多数の者が利 用する建築物	37 棟	17 棟	20 棟	6 棟	14 棟	37 棟	100%

イ 町有施設の耐震化推進施策

町有施設の耐震化の推進については、不特定多数の町民が利用する町有施設、町の災害応急活動の拠点となる庁舎、避難収容拠点等となる町立学校等の「防災上重要建築物」のうち、耐震診断の結果大規模補強が必要と診断された施設については、地震発生時の一次被害の軽減を図るとともに防災対策上の機能を確保するために計画的に耐震化を進めました。

また、その他の町有施設についても、改修工事等に併せて耐震改修を行うなど、耐震化を図ることとします。

4 その他の地震時における安全対策

建築物の耐震化促進のほかに、地震時における安全性の向上を図るために、次の取り組みを進めます。

(1) 窓ガラス、外壁等の落下防止対策

大規模な地震が発生した際には、建築物の倒壊だけでなく、窓ガラスや外壁、袖看板など、建築物の外装材の損壊・落下による被害も懸念されます。

こうした被害は、昭和 53 年の宮城県沖地震で注目され、平成 23 年の東日本大震災では、広い範囲で数多くの被害が確認されました。

このため、地震発生時に建築物からの落下物を防ぎ、安全性を確保するために、適正な維持管理等の啓発を進めてまいります。

(2) ブロック塀等の安全対策

落下物と同様、宮城県沖地震、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）、新潟県中越地震、東日本大震災等大規模な地震の発生時にはブロック塀等の倒壊が見受けられました。

地震時のブロック塀等の倒壊を防ぎ、安全性を確保するため、通学路や生活道路等におけるブロック塀等の正しい施工方法を普及、啓発し、また生垣等への転換を誘導します。



2004年 新潟県中越地震

(3) 天井脱落対策

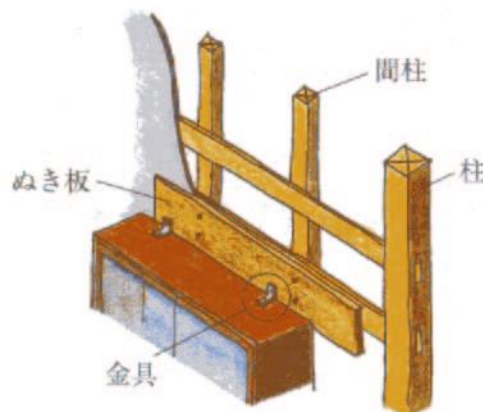
平成 23 年の東日本大震災では、比較的新しい建築物も含め、体育館、劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が多数発生したことをふまえ、天井の脱落対策に係る新たな基準が定められました。

そこで、既存建築物について、建築物の所有者等に基準を周知するとともに、脱落防止措置を講じて安全性の確保を図るよう啓発します。

(4) 家具の転倒防止対策

近年の大地震では、地震による建物被害がない場合でも、家具の転倒や散乱によって怪我をしたり、避難が遅れるなどの人的被害が多く見受けられます。

各種行事等でパンフレット等により、家具の転倒防止対策の固定方法等の普及を図ります。



第5章 計画の推進に向けて

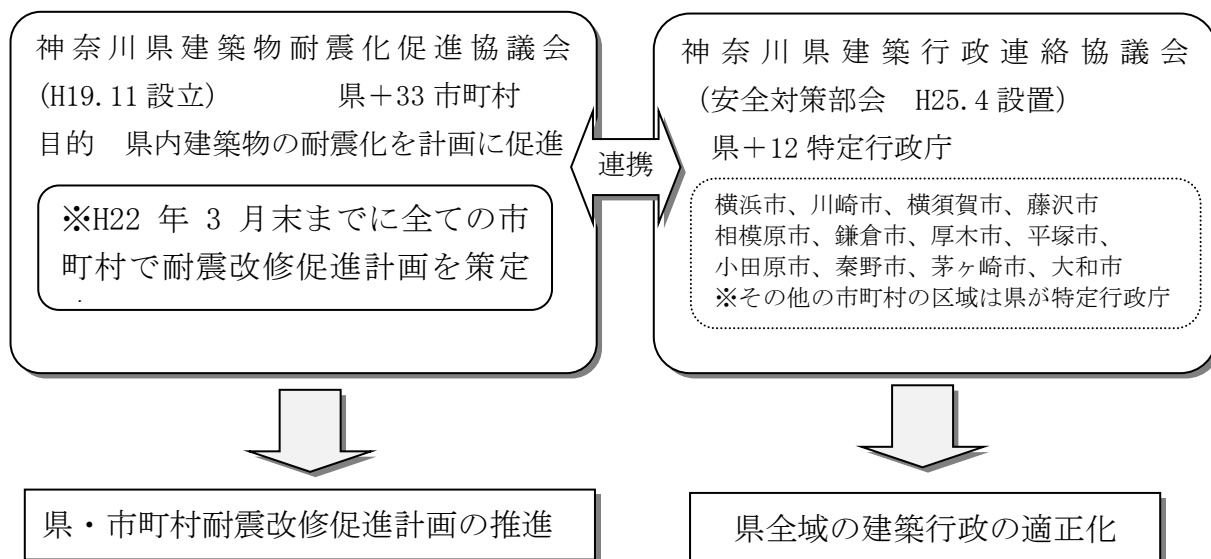
1 推進体制

(1) 県と市町村との連携

平成19年11月、県と33市町村では、県内の建築物の耐震化を計画的に促進することを目的として、「神奈川県建築物耐震化促進協議会」を設置しました。

この協議会での活動を通じて、平成22年3月末までに、全ての市町村において耐震改修促進計画が策定され、建築物の耐震化に向けて連携して取り組んでいます。

また、県内の特定行政庁（県及び12市）が建築基準法の取扱い等について連絡調整を行う場である「神奈川県建築行政連絡協議会」の中に安全対策部会を設置し、耐震改修促進法に基づく指導・助言・指示等について連絡調整を行いながら、建築物の耐震化に向けて取り組みます。



(2) 関係部局との連携

本町では、関係部局や施設管理者と連携して、耐震化を計画的に推進します。

2 法に基づく指導・助言等

県計画において、「所管行政庁は、建築物の耐震診断及び耐震改修の適切な実施を確保するために必要があると認めるときは、当該建築物の所有者に必要な指導及び助言を行う」としていることから、町では所管行政庁（神奈川県）と連携しながら促進していきます。

(1) 耐震改修促進法による指導・助言の実施

改正耐震改修促進法では、耐震関係の基準に適合していない全ての住宅・建築物について、耐震化の努力義務を課しました。

このため、県と12市の所管行政庁では、建築物の耐震診断及び耐震改修の適切な実施を確保するために必要があると認めるときは、当該建築物の所有者に必要な指導及び助言を行います。

特に、建築確認申請の窓口で行う個別相談などの機会を捉えて、耐震診断及び耐震改修の必要性について助言等を行います。

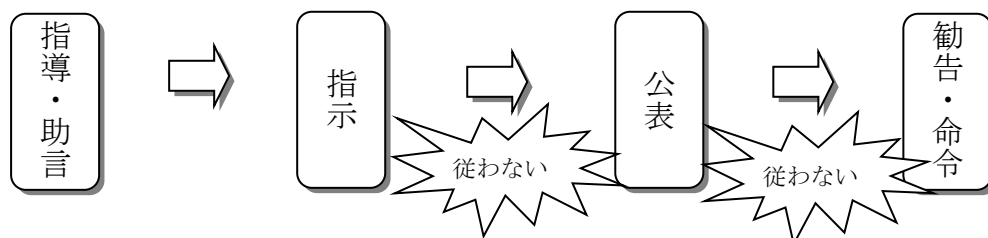
(2) 耐震診断の実施を義務付けられた建築物への対応

法律で耐震診断が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物と本計画で耐震診断を義務付けた建築物については、まず、所管行政庁が建築物の所有者に対して個別に通知を行うなど、制度の十分な周知に努め、耐震診断及び耐震改修の確実な実施を促します。

その後、期限までに耐震診断が実施されない場合は、個別の通知等により耐震診断の実施を促し、それでも実施しない所有者については、相当の期限を定めて耐震診断の実施を命じ、併せて、その旨を公報及びホームページ等で公表します。

また、耐震診断の結果、耐震改修等が必要となる場合は、所管行政庁が必要に応じて指導及び助言を行い、指導に従わない場合は、必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報及びホームページで公表します。

公表してもなお、耐震改修等を行わない場合には、建築基準法に基づいた勧告や命令の実施を特定行政庁と連携して行います。



(3) 耐震診断の結果の公表

建築物の所有者から報告を受けた耐震診断の結果については、国土交通省令に基づき、ホームページで公表します。